

# 石垣市立宮良小学校いじめ防止基本方針

令和4年2月改訂  
石垣市立宮良小学校

## 1 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。石垣市立宮良小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宮良小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 基本理念

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第二条）です。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。（「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。石垣市立宮良小学校は、いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策推進委員会）を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

## 3 本校におけるいじめの実態と課題

### (1) 本校の実態

- ・冷やかしかからかい、かげ口や悪口など、言葉によるいじめが大半を占めており、次いで、仲間はずれや軽く叩くなど相手の気持ちを考えずに行動、発言などによるいじめが発生しています。

### (2) 本校の課題

- ・児童によるいじめアンケートだけでなく、担任や全職員体制でいじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた指導の充実に努める必要があります。
- ・年度初めにいじめに関する校内研修を実施し、共通確認・共通実践に取り組み積極的認知を努める必要があります。
- ・道徳の授業や日々の児童との関わりにおいて、言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。
- ・友だちを嫌な思いにさせてしまう児童への粘り強い指導と、家庭との連携によって改善を図る必要があります。

## 2 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめへ向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

（「沖縄県いじめ防止基本方針」「平成26年9月30日沖縄県（最終改定平成30年6月14日）」）

「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さや、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努めます。
  - ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
  - ・子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会と連携した取り組み、相談箱の設置など）を推進します。
  - ・学校の教育活動全体を通して、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を高め、充実感を得ることができるように努めます。
  - ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組みます。
  - ・いじめの未然防止のための月1回のアンケートや教職員研修を実施し積極的認知に努めます。
  - ・パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、非行防止教室の実施し保護者と連携しながら学校におけるモラル教育の充実に努めます。
- (2) いじめの早期発見のための取り組み
- ・休み時間や放課後の子どもの様子、子どもとの日常のやりとり、教育相談や家庭訪問を通して、常にアンテナを張り子どもたちを見守ります。
  - ・「おかしい」と感じた児童がいる場合には職員連絡会や職員会議、生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、学校全体で当該児童を見守る。
  - ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知に努める。
  - ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの積極認知・実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- (3) いじめが起きたときの対応
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
  - ・子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
  - ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策推進委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
  - ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子どもと いじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
  - ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
  - ・いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。
    - 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。
    - 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにします。
    - 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
  - ・いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
    - 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
    - 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
    - いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
    - いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。
    - 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。
  - ・いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
  - ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続けます。
  - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を

得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導をします。

- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
  - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。
- ※「沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～」(平成29年3月沖縄県教育庁義務教育課)参照

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) 学校内の組織

- ・「生徒指導部会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通理解・行動についての話し合いを行う。

- ・「いじめ防止対策推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SC,SSWによるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

##### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導部会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。
- ・緊急生徒指導部会参加メンバーは以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、PTA会長、PTA副会長、白保駐在所、児童民生委員(5人)宮良公民館長、市教育委員会指導課生徒指導担当主事

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

## 重大事態対応フロー図 いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校設置者が調査主体の場合